平成２２年（フ）第８７５号
岡山市南区若葉町18番10号　オレンジハウス302
債務者　多児　裕治
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４号
釧路市武佐１丁目５番21号　前田ハイツ
債務者　本間　浩司
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３７号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉１丁目４番１号
債務者　鈴木　和恵
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４０号
釧路市鳥取北７丁目３番９号
債務者　首藤　元治
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４１号
釧路市鳥取北７丁目３番９号
債務者　首藤　宏子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４５号
釧路市柳町12番４号
債務者　塗谷　和子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１１６号
秋田県大仙市大曲若葉町２番37号
債務者　小松　和美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１１７号
秋田県大仙市大曲若葉町２番37号
債務者　小松美知代
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第８４４号
川崎市幸区古市場1748番地２　フロール川崎古市場１―517
債務者　村田　宗紀
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
川崎市宮前区菅生１丁目９番５号、前住所川崎市宮前区菅生２丁目５番48―308号
債務者　中島　純一
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
愛知県豊田市東山町２丁目1051番地２　県営５―402号
債務者　高山　由佳（旧姓矢吹）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月11日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０８８号
東京都江戸川区鹿骨１丁目７－８―102
債務者　細田　悦子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１２２号
東京都新宿区西新宿４丁目10―19―303
債務者　三輪　崇士
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１２３号
埼玉県飯能市大字川寺787
債務者　宮　　秀和
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１３０号
東京都世田谷区世田谷１丁目28－４―102
債務者　加藤　忠和
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部